

【障害児の長期休暇支援事業について】

I：「みちくさクラブ四万十」は、学校が長期休暇に入る夏休みなどに、障害を持つ子どもたちが安心して楽しく過ごせる場所づくりのために、子どもたちの親が7年前から活動しているものです。

みちくさクラブが出来るまでは、各学校で行われていた学童保育などに子どもたちを預けていましたが、障害児に特別につける指導員の人件費を個人的に払ったりして、金銭的にとても負担の大きいものでした。四万十市より先に、宿毛市で「みちくさクラブ宿毛」が活動していき、宿毛まで通っていましたが、四万十市内でも是非長期休暇支援事業を行いたいということで、宿毛から独立するような形で「みちくさクラブ四万十」ができました。社会福祉法人に事業主体になってもらい、中村養護学校を借りて活動しています。

今年も20名ぐらいの子どもたちが参加しています。子どもたちはプール遊びをととても楽しみにしています。プール遊びは他の障害児を預かっている施設にはないものです。また、ボランティアによる絵本の読み聞かせや、遠足なども行っており、事業内容は年々充実してきています。毎年、この活動に参加して下さる指導員の先生の方々も数名おられ、子どもたちの特性もしっかり分かっていただいております、親たちが安心して子どもたちを預けられるようになっていきます。

2年前から春休みにも「みちくさクラブ」単独で長期休暇支援事業を行っていますが、補助金がなくて個人負担が大きく、利用者が少ない状態です。夏休みのようにプールもなく、毎日が単調な事業内容になっており、これがこれからの課題だと思っています。

「みちくさクラブ」の存在意義は、子どもが楽しく過ごせる場所の提供と、同じ悩みを持つ親たちが集まることで、いろいろな相談ができ、解決できなくても心が軽くなり、安心して社会に働きに出ていけることだと思います。障害を持つ子どもたちが親や家庭の負担にならないような社会の確立が、地域の活性化にもつながると思います。そのために「みちくさクラブ」はもっと充実し、長く続けられるように頑張りたいと思います。

知事： 夏休みは補助をもらって活動できるけど、春休みは補助金がなくて、たいへんだということですね。条例に当たっていて（県単独の「障害児長期休暇支援事業」でも春休みの活動についても対応は可能ですが、当クラブは夏休みだけで補助基準額を超えるため、春休みは補助が支給されない）ということのようです。

しかし、それでは大変だろうと思いますし、県の教育改革の一連の流れの中でも、障害児だけでなく、「放課後の学びの場」「放課後対策」に非常に力を入れていて、高知県に共働き家庭が多く、もう一つ子どもたちの家庭学習の時間が全国に比べ極端に少ないということで、放課後に子どもを預かる、家庭学習を身につける「学びの場」を放課後につくろうという取り組みを一生懸命進めているところです。特に、障害児の皆さんにとっても、保護者の方にとっても学校が長期休暇中に安心して過ごせる場所づくりは大事なことだと思います。

児童福祉法が平成22年の12月に改正されて、(就学している障害児を対象として、放課後や長期休暇中の訓練や居場所としての)「放課後等デイサービス」という制度が創設されるようになり、これで24年4月から児童福祉法に基づく福祉サービスとして実施できるようになったと聞いています。この新しい制度で、ご指摘の点のどこまで対応できるか、足りなければ、県としてどういうことをすべきなのか、ちょっと研究させてもらいたいと思います。